

今後の土壤汚染対策の在り方についての主な意見と論点 その1

1 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進方策について

- (1) 土壤汚染のリスクや法律の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進
- (2) 指定区域の分類化と対策発動基準の設定
- (3) 土壤汚染対策の計画に対する地方公共団体の関与

第1回小委員会における主な意見

1 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進方策について

(1) 土壤汚染のリスクや法律の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進

- 科学的知見を一層集積し、普及しないと、全て掘削除去するなど過剰な対策が必要となり国民経済上マイナス。
- 土壤汚染対策については、暴露経路の遮断で十分であるという意識の徹底が必要。
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがある場合に対策をとるという前提によるなら、健康被害に関するリスクコミュニケーションが大事。
- リスクコミュニケーションを行う際に準拠する制度やガイドラインが必要。
- 土壤汚染対策において大事なことは、情報の共有と公開。
- ブラウンフィールドの事例を紹介し、何が問題となっているのかを理解することが重要。

(2) 指定区域の分類化と対策発動基準の設定

- 指定区域について、人の健康被害の生ずるおそれがあることにより盛土、封じ込め等の対策が必要となる区域と、人の健康被害の生ずるおそれがないが管理が必要となる区域とに分類すべき。
- 溶出量基準超過と含有量基準超過のうちいずれのリスクに基づいて指定された指定区域であるのかを明示した上で、暴露の可能性と汚染の程度の両方を組み合わせて、指定区域を分類すべき。
- 指定区域の分類後の名称は、土地の利用者が実態をよく理解しやすいものとするべき。
- 指定区域を分類して対策が必要なものとそうでないものを分けるのは一つの考え方であるが、一方で、名前を分けたからといって掘削除去まで求める国民の意識が変わるのかは疑問。

(3) 土壤汚染対策の計画に対する地方公共団体の関与

- 公的機関が土壤汚染対策の方法について関与する仕組みを導入することにより、ブラウンフィールド問題の緩和が期待。

論点

(1) 土壌汚染のリスクや法律の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進

- ① 土壌汚染のリスクと合理的対策についての国民に対する普及啓発をどのように推進すべきか。
 - ・ 国民一般への普及啓発をどのように推進すべきか。
 - ・ 土壌汚染調査・対策を実施する事業者に対する普及啓発をどのように推進すべきか。
- ② 土壌汚染調査・対策を実施する事業者と周辺住民との間におけるリスクコミュニケーションの充実をどのようにして実現するか。
 - ・ リスクコミュニケーションガイドラインの普及以外の充実方策として、どのようなものが考えられるか。

(2) 指定区域の分類化と対策発動基準の設定

- ① 指定区域の分類はどのような考え方に基づくべきか。
 - ・ 対策の要否による分類
 - ・ リスクの種類（溶出量基準超過と含有量基準超過）による分類
 - ・ 対策実施済か否かによる分類
- ② 対策発動基準はどのような考え方に基づき設定されるべきか。

(3) 土壌汚染対策の計画に対する地方公共団体の関与

- 土壌汚染対策に対する地方公共団体の何らかの関与は必要ではないか。

(4) その他

- 土壌汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報をどのように活用すべきか。